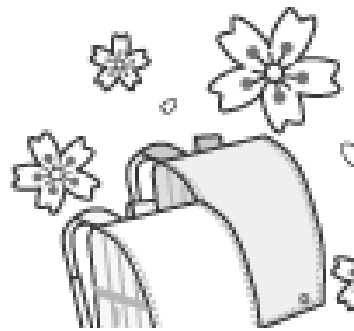


P T C 規約



横浜市立磯子小学校P T C

【PTCとは】

「PTC」とは…

Parents&Teachers&Children,Community,Club

(父母) (先生) (子ども達、地域、クラブ)

の頭文字をとった略称です。親と教師と地域の方々が手を取りあって子どもの健全な成長をはかっていこうとする会です。

スローガン

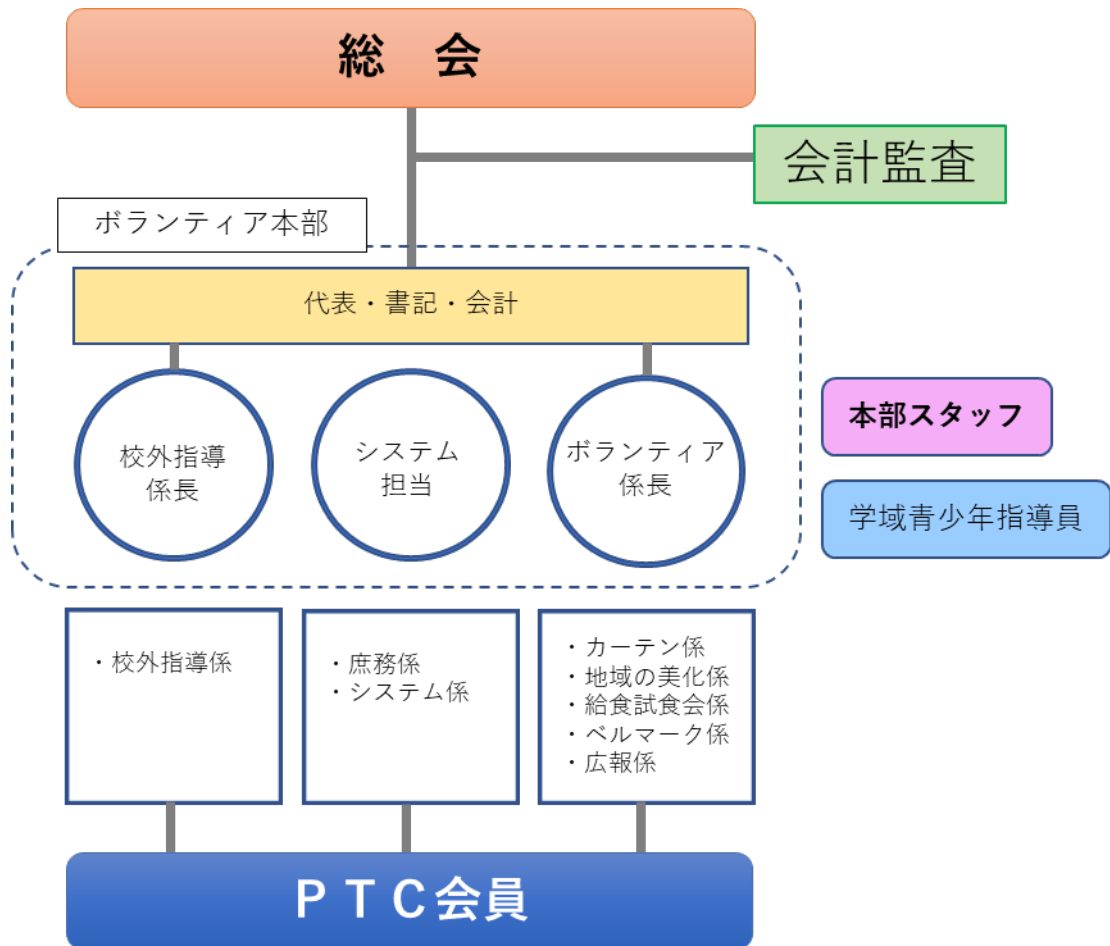
- ・ 保護者が参加したくなる児童のための「体制」や「活動」の実現

方向性

- ・ よりよい学校運営と児童のための必要最低限の活動を目指す
- ・ 地域、保護者、児童等の実態にあった組織と活動を作っていく
- ・ 他校の活動や今までの活動や組織にとらわれない
- ・ 加入は任意である

【PTCの構成】

●磯子小学校PTC組織図イメージ



横浜市立磯子小学校 PTC 規約

第1章 名称及び本部

第1条 この会は、横浜市立磯子小学校 PTC といい、本部を横浜市立磯子小学校（以下「本校」という）に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、磯子小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめることを目的とする。

第3章 方針および活動

第3条

1. この会は、第2条の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。
 - ①宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係をもたない。
 - ②営利を目的とする行為は行わない。
 - ③自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
 - ④磯子小学校の人事、その他管理に干渉しない。
2. この会は、磯子小学校と協力し以下の活動を行う。
 - ①児童の福利・厚生・安全環境の整備および向上を図る。
 - ②家庭、地域、学校の緊密な連携による教育活動を促進する。
 - ③その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第4章 会 員

第4条 この会の会員は、磯子小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者(以下「保護者」という)、および本校に勤務する常勤の教職員(以下「教職員」という)とする。

第5条 1. この会に入会する者は、入会届を提出する。
2. この会を退会する者は、退会届を提出する。
ただし、上記会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
会費は、一家庭につき、月額370円とする。会員は、平等の権利と義務を有する。

第5章 会 計

第7条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入により賄う。

第8条 この会の会計は、総会において承認された予算に基づき執行される。

第9条 この会の会計は、総会において会計監査を経て報告され、承認を得なければならぬ。

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 ボランティア本部

- 第11条 1. この会の本部スタッフは、次のとおりとする。
- ① 代表 保護者から複数名
 - ② 書記 保護者から複数名、教職員（1名以上）
 - ③ 会計 保護者から複数名、教職員（1名以上）
 - ④ 校外指導係長 保護者から2名
 - ⑤ システム担当 保護者から複数名
 - ⑥ ボランティア係長 保護者から複数名
2. 本部スタッフの人数は諸事情に応じて、増減することができる。
3. 本部スタッフは、会計監査委員、学域青少年指導員を兼任することができない。
- 第12条 本部スタッフ及び会計監査委員は、当該年度中に翌年度候補者を募り、第15条に定める場合のほか、後期定期総会で選任される。
- 第13条 本部スタッフの任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第14条 本部スタッフの任務は次のとおりとする。
1. 代表は、この会を代表し会務を統括するとともに、各種会合を招集する。代表間で緊密な連携をとり、この会の円滑な活動を推進する。
 2. 書記は、総会に提出する議案や報告書の作成、および諸会議の議事ならびにこの会の活動に関する事項を記録保管する。
 3. 会計は、この会のすべての金銭の収支を正確に記録し、本部会で収支を報告するとともに、前期総会において会計監査を経た前年度決算報告および今年度予算案を提示する。
 4. 各係長は、係活動の相談・支援を行う。
 5. システム担当は、学校、ボランティア本部と連携をとり、この会で使用するシステム関連の管理および、この会が円滑に活動できるようシステム周りの推進を図る。

第15条 欠員が生じた場合は、総会の承認を得て補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会計監査

第16条 この会の会計を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第17条 会計監査委員は、後期定期総会で選任される。

1. 会計監査委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
2. 会計監査委員の再任は、妨げない。ただし、1年に限るものとする。

第18条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計を監査し、会計監査の結果を次年度の前期定期総会および報告を必要とするその他の総会に報告しなければならない。

第8章 学域青少年指導員

第19条 学域青少年指導員は、学区域における青少年の自主的活動と、その育成組織活動を推進することにより青少年の健全育成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

1. 児童の指導と育成
2. 児童の育成に関わる地域活動の推進
3. 学区域環境の整備と施設への協力活動

第20条 学域青少年指導員は、後期総会で選任される。

1. 学域青少年指導員の任期は、原則として、4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。
2. 保護者の地位を有する範囲で、再任は妨げない。ただし、相当な事由が認められる場合はこの限りではない。
3. 青少年指導員が欠けた場合は新たに選任し、任期は前任者の残任期間とする。

第21条 学域青少年指導員は、本部会に参加し活動報告をするとともに、この会の活動に協力する。

第9章 総 会

- 第22条 総会は、この会の最高意思決定機関であり、定期総会と臨時総会がある。
- 定期総会は、年2回開催するものとし、前期と後期に開催する。
1. 前期総会は、前年度の活動報告ならびに決算報告と承認、および、本年度の活動計画ならびに予算の承認、その他の審議を行う。
 2. 後期総会は、次年度の本部スタッフ、会計監査委員、学域青少年指導員の選任ならびにその他の審議を行う。
 3. 総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。ただし、会員の出席が必要と本部会が認めた時は集会形式とする。
- 第23条 総会は、総会開催日の7日前までに書面をもって、日時、場所、議題を通知し、招集する。
- 第24条 総会の決議は、会員総数の過半数の同意をもって行う。ただし、集会形式の場合は、全会員の5分の1以上の会員が出席し、その過半数をもって行う。なお、集会形式の場合は委任状を認める。

第10章 本 部 会

- 第25条 本部会は、本部スタッフ、校長、副校長、学域青少年指導員、および特別部会がある場合はその部長をもって構成される。
- 第26条 本部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。また、会計監査委員、会員(保護者、教職員)は本部会に出席し、報告や意見を述べるができる。
- 第27条 本部会は、定期的に関くとともに、必要に応じて臨時に関くことができる。
- 第28条 本部会の任務は、次のとおりとする。
1. 総会で議決された事項を執行する。
 2. この会の日常業務を執行し、処理する。
 3. 係活動計画の実施にあたり、係や会員より提案された事項について決定する。
 4. 総会に提出する議案・予算案・決算案を審議する。

第11章 個人情報保護

第29条 「磯子小学校PTC個人情報保護方針」に沿って活動を行う。

第12章 細 則

第30条 この会の運営に必要な細則は、本規約に反しない限り本部会の議決を経て決定する。

第13章 改 正

第31条 本規約は、総会において会員総数の3分の2以上の同意により制定・改廃する。

付 則

本規約は、令和4年11月4日より施行する。

昭和38年4月1日制定	平成9年5月15日改正
昭和43年3月8日改正	平成10年4月1日改正
昭和46年6月4日改正	平成12年3月7日改正
昭和49年5月29日改正	平成14年3月5日改正
昭和52年3月11日改正	平成15年3月7日改正
昭和56年4月1日改正	平成17年3月11日改正
昭和59年3月9日改正	平成26年3月7日改正
平成元年5月18日改正	平成28年3月1日改正
平成6年3月4日改正	平成30年3月7日改正
平成7年3月3日改正	令和4年11月4日改正

慶 弔 内 規

横浜市立磯子小学校 PTC

1. 弔 事

児童 金一万円及び生花又は花輪

会員 金一万円及び生花又は花輪

※教職員の配偶者、子ども及び父母（義父母）については金5千円とする。

2. 災害見舞

事情により、本部スタッフ、校長、副校長にて協議する。

3. 転退職

教職員及び、校医、給食調理員、その他学校に関わる者の転退職について、必要に応じで本部スタッフにて協議する。

4. その他

上記以外に必要と判断する事項があった場合には、本部スタッフ、校長、副校長にて協議し、本部会に報告する事とする。また、内規については一切、お返しを受けない事とする。

令和 4年11月 4日 改定